

福祉文教常任委員会協議会 説明資料

令和8年8月25日

大磯町印鑑条例の一部改正について

資 料

改正概要 1

改正内容 1

参考資料 2～3

町 民 課

大磯町印鑑条例の一部改正について

1 改正概要

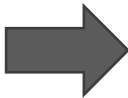
出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 59 号）が公布され、個人番号カードの機能が付加された特定在留カード及び特定特別永住者証明書が導入されたことに伴い、規定の改正を行うとともに、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）が改正されたことに伴い、引用条項を整理する規定の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 出入国管理及び難民認定法等の改正に伴う規定の改正

（改正箇所：第11条第2項第1号）

コンビニ交付における印鑑登録証明書の交付申請手続きに使用可能なカードを、次のとおり改めるものです。

現行		改正後
・個人番号カード		・個人番号カード ・ <u>特定在留カード</u> ・ <u>特定特別永住者証明書</u>

(2) 電気通信事業法の改正に伴う規定の改正

（改正箇所：第11条第2項第2号）

電気通信事業法第 12 条の 2 第 4 項第 2 号が新設されたことにより、移動端末設備（スマートフォン）について規定している号が繰り下げられたことに伴い、同法を引用している号を、次のとおり改めるものです。

現行		改正後
電気通信事業法第 12 条の 2 第 4 項第 <u>2 号</u> ロ		電気通信事業法第 12 条の 2 第 4 項第 <u>3 号</u> ロ

(3) 施行日

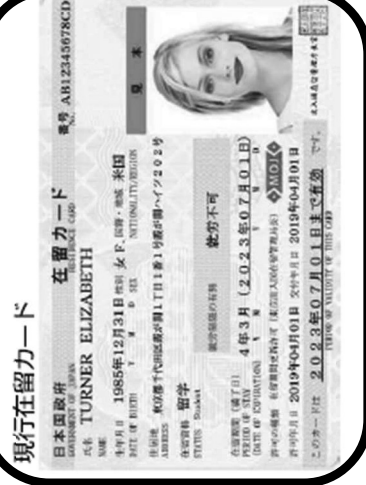
公布の日から施行します。

改正法の概要（マイナンバーカードと在留カードの一体化）

3 参考資料

現状・課題

- ✓ 3月を超えて在留する外国人（原則）
 - ・在留カードが交付され、常時携帯義務あり。
 - ・住民登録され、マイナンバーカードも発行可能。
- ✓ 今後、マイナンバーカードの機能拡充が図られる予定。
- ✓ 在留カードに関する手続は地方入管、マイナンバーカードに関する手続は市町村の窓口となっており、在留期間の更新などがあった場合に、それぞれの手続場所へ赴く必要あり。



入管法

1. マイナンバーカードと在留カードを一体化（任意）

- 外国人の利便性を向上させることにより、共生社会の実現を目指す。
- 義務ではなく、一体化しないことも可能。

2. 一体化したカード（特定在留カード）の交付申請・交付手続

- 地方入管における在留手続（在留期間更新など）又は市町村窓口における居住地届出と同時にワンストップで特定在留カードの申請をし、交付を受けることを可能に。

※特別永住者が特別永住者証明書とマイナンバーカードを一体化した場合は、手続場所は引き続き市町村の窓口

3. 券面・有効期間

- 在留カードの記載事項のうち、即時視認の必要が高い項目を券面に記載。
※その他はICチップに記録
- 永住者の在留カードの有効期間をマイナンバーカードなどと同様に変更。

4. 電磁的記録の取扱いに関する規定を整備

2つのカードが一体化

特定在留カード（券面イメージ）



新様式の特別永住者証明書のデザイン、記載事項

3 参考資料

● 新様式の特別永住者証明書のデザイン

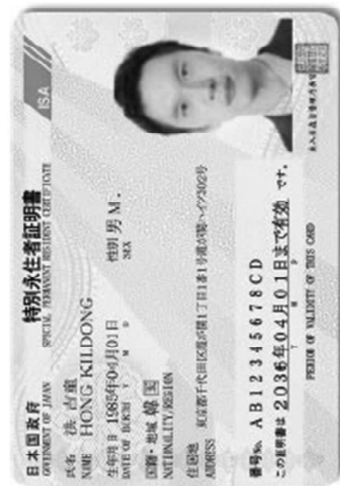
- ・ 改正法では、カードに記載される事項が変更され、新様式となる。
- ・ 特定特別永住者証明書の記載事項等は新様式と同一となり、マイナンバーカードのデザインを基本としている。

特別永住者証明書 + 個人番号カード

2つのカードが一体化



特別永住者証明書（現行）



新様式の特別永住者証明書



特定特別永住者証明書

● 証明書に記載される事項 ※法務省令で定める事項について、変更の可能性あり

特別永住者証明書（現行）		特定特別永住者証明書及び新様式の特別永住者証明書	
・ 氏名、生年月日、性別、国籍・地域 ・ 居住地 ・ 顔写真（16歳以上） ・ 特別永住者証明書番号 ・ 特別永住者証明書の有効期間満了日 ・ 特別永住者証明書の交付年月日	変更	・ 氏名、生年月日、性別、国籍・地域 ・ 居住地 ・ 顔写真（1歳以上） ・ 特別永住者証明書番号 ・ 特別永住者証明書の有効期間満了日	・ 券面に記載される事項 ・ 同証明書の交付年月日 ・ 上記事項を入管庁長官が記録した旨 証明書のICチップに記録

※ 赤字の事項は今後記載されない